公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

平成28年9月30日

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業
施行者　野田市
代表者　野田市長　鈴木　有

記

1．書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
(1)　氏名　内藤　栄一
住所　さいたま市南区白幡4丁目15番15―202号

2．通知の内容
土地区画整理法第103条第1項の規定により、野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

なお、換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・位置図・換地図の原本につきましては、千葉県野田市東宝珠花237番地1にある、次木親野井土地区画整理事務所に備え置き、その写しを千葉県野田市東宝珠花238番地2にある野田市関宿掲示板、本土地区画整理事業49街区にある次木自治会館掲示板及び本土地区画整理事業24街区にある親野井自治会館掲示板に掲示してあります。

教示
(1)　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

(2)　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、野田市を被告として（訴訟において野田市を代表する者は野田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

北海道砥田郡倶知安町字山田一九〇番地六
Kizuna合同会社
清算人　福岡　武彦

解散公告

当社は、平成二十八年九月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

北海道恵庭市中島町五丁目五番地九シャルムアクアマリン三〇七号
合同会社Ｓｈｉｎｋａｉ．ｃｏｍ
清算人　髙山　学

解散公告

当社は、平成二十八年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

青森県八戸市東白山台三丁目七番九号
有限会社マルイクレジット
清算人　春山　光男

解散公告

当社は、平成二十八年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

宮城県刈田郡蔵王町宮字西原田九二番地一
株式会社アガソマ
代表清算人　我妻　春美

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

宮城県仙台市泉区泉ケ丘四丁目七番三二号
有限会社すがわら屋
清算人　菅原　康雄

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

仙台市青葉区一番町四丁目四番一八号
有限会社アークフィエスタ
清算人　佐藤　忠春

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

宮城県柴田郡柴田町槻木下町二丁目一番四六号
有限会社加茂設備
清算人　加茂　昭雄

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

山形県米沢市塩井町塩野三三二四番地二
有限会社東北興産
清算人　平田　博之

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

福島県耶麻郡西会津町野沢字諏訪西甲一〇二三番地
株式会社フロントライン
代表清算人　鈴木　宏幸

解散公告

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町六九四四番地三一
株式会社白鳥商事
代表清算人　白鳥　公代